

改正株式法の計算規定

伊藤 正一

小引

本誌第十号の拙稿で取扱ったものは、ドイツ株式法改正に関する政府草案 (Regierungsentwurf) を得る前提として各界層の意見を徴する為の、資料としての試案 (Referententwurf) に過ぎないものであることは、既に明らかにしておいた通りであり、これに至る迄の経緯に就てもまた、同稿の「小引」に指示しておいた若干の拙稿の中で、既に素描しておいたところである。わが国において、博士と称せられる程の識者においてさえこの関係が誤認され、雑誌上においてもこの誤解が現われているので、茲に再度に亘ってこの点を強調しておかなければならないと思う。

この試案を廻っては各種の方面から、さまざまの意見が開陳せられ、或は別の提案が為されたことはいふ迄も

改正株式法の計算規定

ないが（これ等についてはレフソンの「株式会社の年度決算書」第八〇頁以下に掲げる文献を看よ）、この試案の公にせられてより約一カ年半後の一九六〇年六月十三日に至り、株式法および同施行法が、それぞれの理由書と共に、政府草案として発表せられるに及んだ。ところがこれに先立って、株式法中その改正の急を要する部分、すなわち会社財産よりする資本の増加、自己株式の取得、ならびに損益計算書に関するものについて、いわゆる「小改正」と称せられる部分的改正が行なわれ、これが独立の法律として一九五九年十二月末日より施行せられたが、その経過ならびに損益計算書に関する部分の規定の全容に就ては、本誌第十五号の拙稿に紹介しておいた通りである。

ところでこの政府草案に対してブンデス・ラートは、本年二月二日の第二百四十次の会議において、その一九六〇年五月六日の第二百十八次会议におけるその態度を更めて確認したのであるが、草案に対するその意見書（Stellungnahme des Bundesrates）と、この意見書に対する政府の意見書（Auffassung der Bundesregierung zu der Stellungnahme des Bundesrates）とが添付せられて、政府草案としての株式法草案および株式法施行法草案の二草案が、連邦首席代理ルドウキヒ・エヤハルトの名により、本年二月三日付を以って国会に提出されたのである。

本稿は叙上までの経緯および関係資料を基礎として、改正株式法草案中の会社の計算関係規定の内、その前半をなす貸借対照表中心のものを、会計的側面より観察し、前出拙稿の試案に関するものの補充的資料となさんとするものである。只この場合、草案をそのまま訳出することは極めて容易であるが、草案の条項の中には、そのまま若しくは僅少の変更を加えただけで、試案のものが取り入れられている場合が少くないので、これを重複し

て再現することは、徒らに紙幅を費す愚を犯すことになるのと、己に訳出ずみの試案との対比において説明する方が、試案との関連をも明らかにし得る所以でもあらうと考える。従って本稿ではこの方法により、必要ある場合には理由書およびその他の関係資料におけるものにも言及するであらう。現行法との対比は、本稿では必ずしも一々これを列挙することをしない。何となれば試案の拙稿に己に關係条項を、それぞれ指示しておいたからである。よって必要ある限度で言及するに止める。

なお茲で採り上げるもの内、草案第四百一条乃至第四百五条に關する限り、ブンデス・ラートの意見書では何等触れるところがない。従ってまた、これに対する回答としての政府意見書にも、これ等の条項に關する部分を含んではない。ただ第四百四十六條については、その一部分についてブンデス・ラートの意見があること、なお後段改めて言及する通りである。以下草案第五章「計算処理・利益処分」のうちその第一章「年度決算書と營業報告書の作成」に収められたものの前半を、逐条的に採り上げて行くであらう。

(1) Leftson, Dr. Ulrich: Der Jahresabschluss in der Aktienrechtsreform, 1961

第四百四十一条 取締役による作成

試案における「年度決算書」の語に代えて、「年度貸借対照表及び損益計算書(年度決算書)」の文字が用いられている外は、すべて試案第三百三十九條(取締役による年度決算書および營業報告書の作成)の第一項第一段と同文同主旨である。

これは現行法(一二二五條第一項第一段)(一二七條第一項第一段)の主旨のものであるが、現行法にも試案(第二項)にも在る定款によって

改正株式法の計算規定

改正株式法の計算規定

する五カ月を超えない期間までの延長に関する条項を削除している。これについて理由書は「作成の為には三カ月の期間は充分であると思われるから、草案では定款による期間の延長は認めないこととした」といつている。

第四百二十二条 年度決算書の内容

試案第四百二十六条（年度決算書の内容）と全然同文主旨。同条に対する「訳者註」参照。

本条は現行法（一二九条）にも在る会計上当然の規定であるが、理由書はこれにつき次の如く述べている。「株式法第二百二十九条第一項第二段の文言（明瞭性と一覽性を要求するもの―筆者）には強い反省が望まれて来た。

年度決算書が会社の状態につき、可及的確な洞察を得せしめるものであるべきだという規定は、年度貸借対照表及び損益計算書に関する第三百三十一条乃至第三百三十三条の規定との関係上、解決し難い矛盾に陥っているものだとすることが主張せられている。何となれば、年度貸借対照表および損益計算書は、上述の諸規定に従う限り、決して会社の状態に対する確な洞察を保証するものではないからである。それ故に草案は、年度決算書は明瞭に且つ一目瞭然であるよう作成すべきだという要請で満足することとした。年度貸借対照表および損益計算書の項目分類、ならびに年度貸借対照表上の掲上金額に関する規定が、草案では改善せられているとはいえず、年度決算書が会社の状態に關し可及的確な洞察を保証すべきものであるべきだとする一般的规定と、年度決算書に關する特別の諸規定との間に矛盾の生じる虞は、除去さるべくも無いと思われる。それ故に例えば、第四百十六條第二項及び第三項に従って秘密積立金の設けられている貸借対照表が、会社の状態につき何等「可及的確な洞察」を保証するものではないということも、主張し得られるところであろう」と。同様の主旨のことは、試案の解説（*erläuternde Bemerkungen*）にても既に指摘せられていたところである。

この点は、貸借対照表眞実性の原則 (Prinzip der Bilanzwahrheit) の妥当性の問題、乃至はそのいうところの眞実性を捉えるのに、絶対的または客観的なものから次第に相対的なものとするものに推移して来ていることとも、その根本を相等しくする関係である。理由書が右のようにその矛盾を指摘しているのは「会社の状況を出来得る限り正確に洞察し得るよう」(dass er möglichst sicheren Einblick in die Lage der Gesellschaft gewahrt) の現行法の文言を削除した理由であろう。同様の問題は、わが国の企業会計原則における、眞実性の原則と保守主義の原則との間の関係にも見られる。⁽²⁾

(1) この単純な説明書を「理由書」として紹介している向があるから特に注意。

(2) わが国の企業会計原則に関する限り、私見としては、次元を異にする二つのものの併存と解し、もしくは眞実性を合目的性とする外はないと考えている。

第四百三十三条 法定積立金

本条は試案第四百七十七条に該当するものであるが、相当実質的な変更をなしている部分を含んでいる。試案と同一の部分と相異している部分とを、左に順を追って明らかにする。

第一項は試案と全然同一。第二項もその前文は、条項の順列が試案と草案とでは若干異るところから来た、資本減少の場合の規定の条項数の相違があるだけで、実質的には同一である。⁽¹⁾しかしこれに次いで掲げられた法定積立金に繰入れなければならないもの四種のうち、第二、第三及び第四号は試案と同一であるが、第一号が次の如く改められた。

一、積立金が資本金の十分の一もしくは定款に定めたそれを超える割合に達するまで、前年度よりの繰越欠損

改正株式法の計算規定

改正株式法の計算規定

金を減じた年度超過額の二十分の一。

すなわち文言の些細な変化は措いて、試案における繰越利益金が繰越欠損金に置き換えられたのが、実質上の変更である。この点については可成りの細説を要するが、茲では試案の拙訳第四百七条の訳者註の参照を求めに止め、理由書等による草案の態度ならびに計算関係などは別稿を期す。

第三項は次のように詳細なものとなった。

三、法定積立金が資本金の十分の一もしくは定款に定めたそれを超える割合を超過しない限り、次の場合にのみこれを使用することができる。

(1) 前年度よりの繰越利益金により填補せられず且つ任意積立金の取崩によって消却し得ない年度不足額の填補。

(2) 年度超過額により填補せられず且つ任意積立金の取崩によって消却し得ない前年度よりの繰越欠損金の填補。

第四項の前文は同一であるが、法定積立金の使用し得られる場合が、次のように改められた。

(1) 同時に任意積立金を利益分配の為に取崩さない限り、前年度よりの繰越利益金により填補せられない年度不足額の填補の為。

(2) 同時に任意積立金を利益分配の為に取崩さない限り、年度超過額により填補せられない前年度よりの繰越欠損金の填補の為。

(3) 第九十五条乃至第二百九条による会社財産よりする資本増加の為。

右の第三項および第四項を通じ、法定積立金の取崩しに関する規定が、試案よりは遙かに詳細となっている。現行法（第一三〇条）との対比においても細説を要する部分を多々残すが、資料提供の場としての茲では、これ以上の細説は省略する。なお第四項第三号は試案にも、その指示の条項を異にするのみで己に設けられていたものであるが、その資本増加とは、前に一言した小改正法として損益計算書に関するものと共に、独立の法律として施行せられて来ているものの内、資本増加に関する部分に該当する。従って草案が法律となり施行せられる時は、同法は当然廃止せらるべき運命のものであり、施行法草案にもその旨が謳われている（施行法草案第三十条）。

(1) 第二百十九条及び第二百二十四条第五項が、それぞれ第二百二十二条及び第二百二十七条第五項となっているが、これ等の規定は試案のものがそのまま草案に引継がれている。

(2) Gesetz über die Kapitalerhöhung aus Gesellschaftsmitteln und über die Gewinn- und Verlustrechnung vom 23. Dez. 1959 の法律と試案および草案とは、細部の点では相互に僅少の相異があることはいうまでもない。

第四百四十四条 年度貸借対照表の項目分類

本条は決算貸借対照表の様式に関するものを主とするものであり、現行法第三百三十一条、試案第四百四十八条に相応するものである。草案においては次の五項からなっている。

その第一項は様式そのものを掲げたものであるが、本誌第十号における試案の訳出に当っては、既に他の箇所において拙訳を發表済みであったのと、徒らに紙幅を費すのを慮って、その再現を断念して、右の拙訳の参照を求めておいた。茲には草案のものを訳出するが、試案のそれとの対照には、右の他誌に於ける拙訳の利用を願い

改正株式法の計算規定

度い。なお紙幅の節約上、総括科目を除き個別科目については、一々別行とすることを避け、その各番号によって相互を区別することとした。

(一) 年度貸借対照表には次の項目を区分して掲げなければならない。但し更らに詳細な項目分類によることを妨げない。営業の種類によりこれと異なる項目分類を必要とするときはこの限りではない。但しその分類はこれと同程度のものでなければならぬ。⁽²⁾

積極の部⁽³⁾

I 未払込資本金

内、払込請求済金額

II 設備財産

A、物的設備財産および無形設備財産 1、土地及びその構成部分ならびにこれに類する権利と営業用、

工場用ならびにその他の建物 2、土地及びその構成部分ならびにこれに類する権利と住居用建物 3
建物のない土地及びその構成部分ならびにこれに類する権利 4、他人の土地およびその構成部分の上
にある建物、但し第1号または第2号に属しないもの 5、機械および機械的設備 6、製造用および
営業用備品および施設 (Ausstattung) 7、建設中の設備および設備に対する内払金 8、認可済特

権および工業所有権およびこれに類する権利ならびにこの種の権利の実施権

B、財務的設備財産

1、参加 2、第1号に属するもの以外の設備財産たる有価証券 3、四年を超える期間の貸付金。

内、担保付きのもの⁽⁴⁾

Ⅲ 棚卸資産

1、原料、補助原料および消耗品 2、半製品 3、製品、商品

Ⅳ その他の財産諸物件

1、ⅡAの7号に属しない給付済の内払金 2、供給および給付に基づく債権。内、一年を超える残余期間のもの⁽⁶⁾ 3、手形。内、連邦銀行へ譲渡可能のもの⁽⁶⁾ 4、小切手 5、現金、連邦銀行預金および郵便振替預金 6、信用機関に対する預金 7、第三号、第四号、第八号または第九号、もしくはⅡBに属するもの以外の有価証券⁽⁷⁾ 8、自己株式、但しその額面額を示すこと 9、支配下にある資本会社および鉱業組合に対する持分、但しその額面額、鉱業持分についてはその数を示すこと 10、コンツェルン企業、従属企業または支配下にある企業に対する債権 11、(a)第八十六条に属する無担保債権(b)第百十一条に属する無担保債権⁽⁸⁾ 12、その他の財産諸物件

V 計算区分項目

消極の部

I 資本金

II 表示積立金

1、法定積立金 2、その他の積立金(任意積立金)

III 価値修正項目

改正株式法の計算規定

改正株式法の計算規定

IV 引当金

- 1、退職給与引当金
- 2、長期引当金
- 3、その他の引当金

V 四年を超える残余期間をもつ負債

- 1、借入金。内、担保付のもの
- 2、信用機関に対する債務。内、担保付のもの
- 3、その他の負債。

内、担保付のもの。第一号乃至第三号の内四年以内に期限到来のもの

VI その他の負債

- 1、供給および給付に基づく債務
- 2、為替手形の引受および約束手形の振出による債務
- 3、Vに属するもの以外の信用機関に対する債務
- 4、前受金
- 5、コンツェルン企業、従属企業または支配下に
ある企業に対する債務

VII 計算区分項目

VIII 貸借対照表利益

第二項の、計上項目の無い場合にその項目の掲上を要しない旨の規定は、試案の同項と全然同一である。第三項目も意味を変えない修辭上の変更があるだけで、試案と同一である。これ等二項については試案の拙訳の参照を願う。

これに対し第四項は、試案においてはその第三百三十九条「取締役による年度決算書および営業報告書の作成」の下に、草案では削除せられた特別計算書 (Sonderrechnung) に関する試案の新設規定と共に、その第二項として挙げられたものに当り、積立金の計上についての現行法との相違を有つところに特色のあるものである。¹⁰ た

だ試案より更に詳細に、表示積立金の取崩およびそれへの組入に關しても明文を設け、次の通りとなつた。

(四)減価償却、価値修正、引当金ならびに積立金の部分を含む特別項目への繰入は、年度貸借対照表上已に行なわれて居るべきものとする。法律または定款により、もしくは取締役および監督役が定款の授權により行なうべき、表示積立金の取崩ならびに表示積立金への繰入についても同じ。積極項目が消極項目を超過する額(貸借対照表利益)または消極項目が積極項目を超過する額(貸借対照表損失)は、年度貸借対照表の末尾に、区分することなく且つ特別に掲げなければならない。

右の草案の新規定で特に注目されるのは、積立金の部分を含む特別項目 (Sonderposten mit Facklagen-anteil)といふのが新たに加えられたことである。理由はこれについて「この種の項目の交錯した性質 (Gemischte Natur) から、或は生じ得るかも知れない疑問を排除する為に付加したものであつて、減価償却、価値修正ならびに引当金と同様に取扱われる。これはその設定が、理事者側において年度決算書を確定する場合、その権限内に置かれることを意味し、更らに株主總會が年度決算書を確定する場合には、貸借対照表利益の処分に關する決議に當り、この特別項目が年度貸借対照表上に既に設定せられていることを意味する」と。惟うに負債引当金又は評價性引当金と明確に断定し難いものに備えたものと思われるが、これを減価償却や価値修正などと同様に取扱わんとする理由書の主旨は、保守主義の見地からではないかと思う。これと共に年度超過額及び年度損失額が、再転して貸借対照表利益 (Bilanzgewinn) および貸借対照表損失 (Bilanzverlust) の語に置き換えられた。これは本草案における損益計算書の様式に關連することであり、茲にはその細説の余裕を有たないから別稿を期する。

改正株式法の計算規定

第五項は試案第四百八十八条第四項に当るものであるが、若干の変更がある外は大体において試案が受継がれているから、試案の拙訳との対比において、異なる点のみを摘録する。

註記すべきものの内、第一号が「手形の流通および譲渡に基づく債務」に改められ、第四号のうち「譲渡担保および質権設定を含む」の文言が削除された。但し前者については小切手の譲渡をも含めんとする改正提案もあり、なお検討の余地を残すものようである。いわゆる偶発債務の註記を要求したものであるが、理由書によれば、「消極側に掲げられない限り」の文言の挿入によって、会社に求償権が期待せられる(zu rechnen)場合には、偶発債務は消極側に掲せらるべきことが、明らかにせられたとしている。にも拘らず草案には本項第二段がそのまま受継がれている。草案に対する改正提案の一つでは、この第二段の求償権の存するものについての規定を全部削除しているのは、故なしとしないように思われる。

(1) 昭和三十四年六月号「税経通信」二頁乃至八頁の拙訳。

(2) この前文は、現行法、試案及び草案とも皆同一である。

(3) この語については本誌第十五号の拙稿(四)註(2)を特に参照。貸借対照表の様式としての左右対照の形式と勘定様式との関係に関連するからである。

(4) 担保付のものは、その金額を別に表わすよう別行とせられている。なお試案では最低期間は三年となっていた。担保付きのものとは原語では「Grundpfandrechte」により担保せられたもの「であつて、この Grundpfandrechte とは、ドイツ民法上の特殊の担保制度としてのグランド・シールド(土地負担と訳されているもの)およびレンテン・シールド(定期土地債務と訳されているもの)、ならびに抵当権の三者を総称する名称である。

(5) 一年を超える残余期間のものは別行として特別にその金額を表わすようになっていていることは、前註の場合と同様。以下もこれに倣う。

(6) 連邦銀行へ譲渡可能のものというのは、草案理由書によれば「連邦銀行が、一九五七年のドイツ連邦銀行法 (Gesetz über die Deutsche Bundesbank vom 26. Juli 1957) 第十九条第一項第一号により信用機関より買入るべき手形であつて、この種の手形はその他のものよりは流通上の信用度 (Grad von Liquidität) が高いから、特に區別して明らかならしめるべきものである」(一七〇頁)とされるものである。現行法にも試案にも無かつた項目である。なお試案では次の小切手と共に単に「手形および小切手」となつていた。

(7) 号数の表示は異なるが、実質は試案と同一。

(8) 取締役員、監査役員等に対する信用供与を指す。

(9) so muss die Eigenschaft als solche Forderungen oder Verbindlichkeit vermerkt werden が so muss diese Eigenschaft vermerkt werden となつたのに止まる。

(10) これ等の点については試案拙訳第百三十九条に対する訳者註参照。

(11) 理由書によつてはこれ以上判明しない。なお前出レフソンによれば、この項目は資本(積立金をも含めて)の次で価値修正の前に、特別項目として表示すべきものとし、且つ本項全体についても改正提案が行なわれている (Lefson; a. a. O. S. 39, 64)

(12) 現行小改正法における損益計算書に関する規定は、そのまま草案に引継がれたのではなく、その様式も若干の相違を見せている。従つて本誌第十五号の拙稿「株式法小改正における新損益計算書」との対比にては充分ではない。為念。

(13) Lefson ; a. a. O. S. 65

改正株式法の計算規定

改正株式法の計算規定

第四百四十五条 年度貸借対照表の個々の項目に対する規定

本条は試案第四百九条の同一の見出をもつ規定に当るものであるが、試案のものに些細な変更が加えられた外、新たに一項が付け加えられたに止まるものである。試案の拙訳との対比において、その内容を次に明らかにする。

設備財産に関する試案の第一項は、草案でも第一項にそのまま受継がれている。参加に関する第二項も草案の第二項に同様に受継がれているが、参加と見做すその割合が、資本金および持分の場合とも、五分の一であったものが四分の一に改められているに止まる。第三項もそのまま草案の第三項に収められている。

新たに加えられたのはその第四項であり、次の通りである。

(四)表示積立金は次の通り区分して掲げるものとする。

- 1、株主総会が前年度の貸借対照表利益より繰入れた金額
- 2、当該営業年度の年度超過額より繰入れられた金額
- 3、当該営業年度の為に取崩された金額

己に前条において、表示積立金の貸借対照表の掲上様式が定められている上に、なお本条本項に右のような規定が設けられたのは、一見矛盾するが如くであるが、様式に掲げた各積立金につき、それぞれの内訳として右の区別をさらに前欄に明らかにすべき旨の規定である。これによって積立金の動きを明らかにせんとするにある。理由書によれば、草案の損益計算書にも、己に年度貸借対照表上に表示せられていなければならない表示積立金への繰入及び取崩が示されている。然しながら株主総会が、貸借対照表利益の処分に関する決議において表示積

立金に繰入れた金額は、示されることはない。何となれば総会の決議は、確定すみの年度決算書の変更を招来するものではないからである（草案一六二条三項）。従ってこの金額は次年度貸借対照表に、表示積立金の内の項目として初めて表わされる。前年度の貸借対照表との関連上、その関係を明らかならしめんとするのが、この規定の主旨であるとされている。

第五項は試案の第四項をそのまま受継いだ「積立金の部分を含む特別項目」に関する規定であり、また第六項は、意味を全然等しくする修辭上の小改正があるだけで、試案の第五項と全然同一の「価値修正」に関するものである。

第七項は試案第六項に当るものであり、その第一段の引当金の対象となるものの規定はそのままであるが、第二段の引当金の区分表示に関する部分が削除せられ、次のような規定となった。

「退職給与引当金の項下には、継続する退職給与ならびに退職給与の期待権についての引当金を掲げるものとする」

理由書によれば期待権についても引当金を設定すべきことを明らかにしたものであるが、引当金の変動関係を示す試案の構想は採り上げられていない。但しその理由は理由書に拠る限り明らかでない。

第八項は試案第七項に当るものであるが、措辭が変わった上に付加されたものがあるから、左に同項を全訳して掲げる。

「(八)債権と債務、未精算の給付と内払金、土地およびその構成部分上の権利と土地およびその構成部分上の負担との相殺はこれを為すことを得ない。積立金、価値修正項目および引当金は、債務として掲げることを得な

改正株式法の計算規定

い。」

未精算の給付と内払金の相殺は、凡ての貸借対照表項目の相殺を不可とする一般の見解から当然とされるところであるが、とかくこの種のものについてこの禁止がないがしろにされるところから、この点を明瞭にしたものであると、理由書は説明している。

第九項は試案第八項の、計算区分項目の内容の限定に関する規定を、そのまま受継いだものであるが、ただ「期間的支出」および「期間的収入」の文字が、単に「支出」および「収入」の文字に変わっている。この点については理由書には何等触れるところはないが、期間的 (periodische) の文字は必ずしも必要ではなく、その限定の文言にてその意図する所謂の狭義の経過項目 (transitorische Posten im engeren Sinne) であることは充分表現せられていると思う。

第四百四十六条 年度貸借対照表における掲上金額

本条は会計学的見地よりは多くの問題を含み、細説を要するものであるが、資料紹介のこの場に於ては、これ等をその必要最小限に止めざるを得ない。試案第五百十一条に対応するものであるから、本条もまた試案の同条の拙訳との対比の形で、その内容を明らかにする。

第一項は第一号から第七号に至る各種の項目の掲上金額に関する詳細な規定であるが、すべて試案の第一項と同一である。

これに対しその第二項は試案とは異り、次のように改められた。

「(二)設備財産たる物件については、近い将来に対し会社の存続および抵抗力を確保する為に、理性的な商人的

判断上必要な場合に限り、秘密積立金を設けることができる」

試案に見るその計上方法、定款による規定という条件などは削除せられた。理由書によれば、設備財産については従来と同程度の秘密積立金を許容するものであるという。この項に対してはブンドス・ラートより、次のような改正意見が述べられている。⁽¹⁾すなわち「第二項は次の文言とする」として、草案の「近い将来に對し」に代えるに「経済的および財務的要請に關して見通し得る期間に對し」の文言を以つてしたもの掲げている。ブンドス・ラートの意見書には、各項ともその理由 (Begründung) が付いているが、本項については次の如く理由が述べられている。

「近い将来 (nächste Zukunft) という概念は、ライヒ裁判所を通じ得られたその解釈上、狭きに失する。このことから、構成中の共同市場ならびに構造変化に時期を失せず適応すべきドイツ経済に、種々の困難を招来する惧れがある」と。この点については草案において、己にその理由書に「近い将来の語は、予見的な判断に關するものであるから、草案はこれを、会社の存続および抵抗力の確保の爲には、どれだけ秘密積立金を必要とするかを見通し得る期間の意味に解している」とその解釈を明らかにしていたところである。ブンドス・ラートの意見書は、この点を明文化せしめんとするものの如くである。この意見に対しては、政府意見書は何等触れるところが無いが、恐らくはブンドス・ラートの意見を肯定したものと想定される。

第三項もまた試案とは若干異り、次のように改められた。

「(三)棚卸財産およびその他の財産諸物件については、近い将来においてこの種の物件の掲上金額を、価格変動を理由として変更しなければならなくなることを防止する為、理性的な商人的判断によって必要とする限りにお

改正株式法の計算規定

いてのみ、秘密積立金を設けることができる。」

この種のものについての秘密積立金に関して理由書は、「草案が許容している操作範囲は、特定の作成日における評価という一般の原則（商法第四十条、草案第百）に反して、年度決算書の作成に際し得られた決算書作成日現在の諸条件の良化を考慮し得るのみならず、更に将来における理性的に予期し得られる価値の減損および価格の低落をも、予め採り入れることができるところに及ぶものである」といい、棚卸財産の掲上金額について、絶えず引上げや引下げをなす必要をなくするものだとしている。

過当な秘密積立金の設定の禁止に関する第四項は、試案の第四項が、些細な文言の変更を伴っただけで、そのまま受継がれている。これに反し試案の第五項の、会社の帳簿に前二項により設けた秘密積立金を、公示のものと同様に記録し表示すべきものとする規定は、草案においては削除せられている。

試案の解説によれば⁽⁴⁾、この第五項は経営監査士界から出た提案に由来するものであって、これによって理事者自体に対し、どの程度まで利益が真実であるか、乃至はどの程度まで秘密積立金から出ているかを明らかにするという目的が達せられる筈であるとされていたものである。本稿の筆者は、秘密積立金が決算諸表に表示せられないまでも、帳簿上明らかにせられるということは、もはやその性質を変えるものであると考え、「税務貸借対照表の側面からの影響ではないかと想像する」⁽⁵⁾とのやや旗幟を鮮明にするかのような態度を打出しておいたが、草案においてこれが削除せられたのは、結果から見てもむしろ当然であるやに考えられる。この削除の理由については、理由書の当該箇所に関するものについて見る限り、判明しない。⁽⁶⁾

- (1) 同意見書第十三項。なお本条関係でフンデス・ラートの意見が表明せられているのは、本項だけである。
- (2) この場合にはこの語は問題となつて居ない。
- (3) 「故意の計上」が単に「計上」となっている。理由書には触れるところがないが、狭きに失すると見ての配慮ではないかと思う。
- (4) Referententwurf eines Aktiengesetzes, veröffentlicht durch das Bundesjustizministerium, S. 326
試案拙訳第百五十一条の訳者註の最終段参照。
- (5) 更らに損益計算書および営業報告書に関する規定があるが、別稿に譲る。なおこの機会を利用して、試案に関する本誌第十号の拙稿の誤謬を訂正しておき度い。

頁	行	誤	正
一四五	終より四行目	議案	試案
一四六	初より一行目	第四十五条	第百四十五条
一五〇	終より八行目	Reingewinns	の次へ entspricht を加ふる。
一五四	終より四行目	「不確実な債務とは」	「より以下」明白かと思う」までの三十三字を抹消。
一五六	終より五行目	例外	例外
一五九	初より七行目	再建力	抵抗力
一六〇	終より六行目	継等	継承
〃	〃 三行目	価案	価格

(昭和三十七年八月中旬)